

臨時休業について

京都府立福知山高等学校三和分校
令和 6 年 4 月 8 日 改定

次の 1～2 の場合、臨時休業とし、生徒は自宅待機とします。

1 午前 6 時から始業時（8 時 4 5 分）までの時間帯において、

(1) 福知山市もしくは綾部市に、「特別警報」が発表されている場合

※「特別警報」が解除された後も、次の (2) または「2」に該当する場合、引き続き休業とします。

(2) 福知山市もしくは綾部市に、次の①～④のうち 1 つ以上の警報が発表されている場合

①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④暴風雪警報

（大雪警報、高潮警報、波浪警報は除く）

※居住地・通学経路に「特別警報」または (2) の①～④の警報が発表された場合、該当生徒は自宅待機とします。

2 始業時（8 時 4 5 分）までの時間帯において、下ノ段（下ノ段 福知山高校三和分校前）を発着する下記のバス路線の両方が運行を中止している場合

- ・ 京都交通バス（三和線）
- ・ 福知山市バス（川合大原線）

※通学に利用する他の公共交通機関（鉄道・バス等）が、運行を中止している場合は、該当生徒は自宅待機とします。